

本検討部会の検討結果の及ぶ対象について(案)

本検討部会は、認知症高齢者グループホームでの火災を踏まえて検討を行ったものであるが、消防法施行令別表 第一(6)項口には、「認知症高齢者グループホーム」以外に、

- (1) 認知症高齢者グループホーム以外の高齢者社会福祉施設
- (2) 生活保護法上の救護施設
- (3) 乳児院
- (4) 障害児入所施設
- (5) 障害者支援施設等

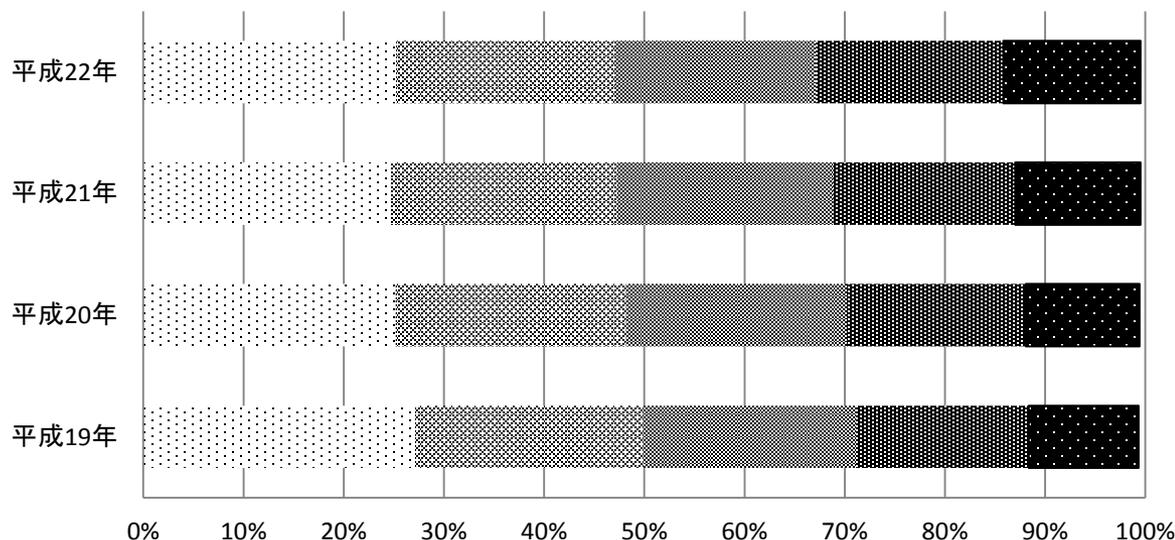
がある。

これらの施設は、規模の差はあるが、入居者の状態としては自力避難が困難な者が入居又は宿泊するものであり、同様の火災危険があるとして消防法令上の各種基準を設けているところである。

認知症高齢者GHとそれ以外の高齢者社会福祉施設について

認知症高齢者グループホームとそれ以外の高齢者社会福祉施設は、年月が経過に伴い、入居者の認知症の進行や体力の衰え等により、自力避難がより困難になる可能性があるという、入居者の特性が同じであるため、同様の対策を講じる必要があると考えられる。

特定施設入居者生活介護利用者の要介護度



利用者が比較的変動しない入居系の老人福祉施設の要介護度が上昇している。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
∴ 要介護1	27	25.1	24.7	25.2
※ 要介護2	22.7	22.9	22.6	21.9
▨ 要介護3	21.1	22	21.5	20
▩ 要介護4	17.2	17.8	18.2	18.7
■ 要介護5	10.9	11.3	12.5	13.7
その他	0.7	0.6	0.5	0.5

* 特定施設とは
 (介護付)有料老人ホーム
 養護老人ホーム
 軽費老人ホーム
 サービス付き高齢者向け住宅

高齢者社会福祉施設とその他の施設の特性

施設名称	入居者の特性	施設の形態の多様性	最近10年間の火災による死者数 (平成14年～23年中)
高齢者社会福祉施設	入所後、年月が経過すると、認知症の進行や体力の低下するおそれがあるほか、転倒や衝突により骨折しやすく慎重な避難誘導が必要となるなど、火災発生時の危険性が特に高いため、自力避難がより困難となる可能性がある。	急増する需要に対応するために、介護保険以外のサービス(お泊まりデイサービス)を提供したり、要介護状態の利用者が増えている(軽費老人ホーム)など、利用形態が複雑多様化している。	37人 (入居者1万人あたり0.57人)
救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難であり、自力避難が困難である。	近年、施設数の増減は認められず、新たな需要が急増する等、高齢者社会福祉施設のように想定外の使用形態となることないと考えられる。	0人
乳児院	乳児(特に必要な場合は幼児)であり、自力避難が困難である。		
障害児入所施設	障害児(身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童等)については、その身体特性、障害の程度に大きな差があり、自力避難が困難なものもいる。	高齢化社会のように社会的現象として需要が急増する性格のものではないが、今後行われる制度の検討によっては、新たな利用形態の施設が出現する可能性もある。	6人 (入居者1万人あたり0.26人)
障害者支援施設等	障害者(身体、精神、知的障害者等)については、その身体特性、障害の程度に大きな差があり、自力避難が困難なものもいる。		

検討結果の及ぶ対象についての考え方 (案)

- 高齢者社会福祉施設以外の施設においても、火災予防対策の必要性において、原則として同じような対策が必要ではあるが、入居者の特性等が異なることから、本部会のとりまとめとは別に、本部会に引き続き、火災予防対策の詳細についての検討をすることとしてはどうか。
- 火災安全対策として方向性が得られたもの(高齢者社会福祉施設)について、できるだけ早期に必要な措置を講じることとする。